

(参考資料)

労働基準関係法令違反に係る公表事案

北海道労働局

最終更新日：令和2年8月4日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
横川建設工業（株）	北海道古平郡古平町	R1. 8. 6	労働安全衛生法第45条 クレーン等安全規則第77条	1か月を超える期間使用しなかった移動式クレーンを、再び使用する際に法定の自主検査を実施しなかったもの	R1. 8. 6送検
コニシ工営（株）	北海道札幌市西区	R1. 8. 13	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第653条	高さ8.8mの屋上で、手すり等を設けることなく下請労働者に作業を行わせたもの	R1. 8. 13送検
真輝工業	北海道札幌市厚別区	R1. 8. 13	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ8.8mの屋上で、手すり等を設けることなく労働者に作業を行わせたもの	R1. 8. 13送検
北海道ホテル&リゾート（株）	北海道富良野市	R1. 8. 20	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ7mの屋根上で、要求性能墜落制止用器具（安全帯）を使用させることなく労働者に作業を行わせたもの	R1. 8. 20送検
壽産業（株）	北海道虻田郡京極町	R1. 9. 4	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約5mの屋根上で、要求性能墜落制止用器具（安全帯）を使用させることなく労働者に作業を行わせたもの	R1. 9. 4送検
(株)クマザキ電工	北海道旭川市	R1. 9. 12	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの	R1. 9. 12送検
(有)日創産業	北海道江別市	R1. 10. 7	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第189条	くい打機の運転について、一定の合図を定めずそのまま作業を行わせたもの	R1. 10. 7送検
美容室 f e l i c e .	北海道札幌市豊平区	R1. 11. 8	最低賃金法第4条	労働者2名に、2か月間の定期賃金約40万円を支払わなかったもの	R1. 11. 8送検
N o z o m i	北海道札幌市白市区	R1. 12. 2	最低賃金法第4条	労働者2名に、2か月間の定期賃金約55万円を支払わなかったもの	R1. 12. 2送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(株)北鉄重機工業	北海道札幌市白石区	R1.12.3	労働安全衛生法第20条 クレーン等安全規則第66条の2	作業方法等を決定しないまま、移動式クレーンを用いて作業を行わせたもの	R1.12.3送検
滝上産業(株)	北海道紋別郡滝上町	R1.12.10	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの	R1.12.10送検
(有)二光産業	北海道深川市	R2.1.23	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第101条	ベルトコンベヤーの回転軸に覆いを設けることなく、作業を行わせたもの	R2.1.23送検
京阪ゼロファン(株)	京都府京都市右京区	R2.2.3	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者にフォークリフトの運転業務をさせたもの	R2.2.3送検
栄伸開発工業(株)	北海道小樽市	R2.2.7	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条	高さ約3mの建物の2階で、要求性能墜落制止用器具(安全带)を使用させることなく労働者に解体作業を行わせたもの	R2.2.7送検
新工業	北海道北見市	R2.2.7	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第537条 労働者派遣法第45条	建設工事現場で、物体の落下による危険防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R2.2.7送検
イチエイ山田建設(株)	北海道帯広市	R2.2.20	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第653条	高さ2.2mの足場で、手すり等を設けることなく下請労働者に作業を行わせたもの	R2.2.20送検
(有)白木工務店	北海道帯広市	R2.2.20	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ2.2mの足場で、手すり等を設けることなく労働者に作業を行わせたもの	R2.2.20送検
(株)マルキチ	北海道網走市	R2.3.2	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者にフォークリフトの運転業務をさせたもの	R2.3.2送検
南建設(株)	北海道網走市	R2.3.9	労働安全衛生法第30条 労働安全衛生規則第638条の4	下請が定めた移動式クレーンの作業方法のうち、監視人の配置等について指導を行わなかったもの	R2.3.9送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(株)ナカジマ	北海道網走市	R2. 3. 9	労働安全衛生法第20条 クレーン等安全規則第66条の2	監視人の配置等を定めないまま、移動式クレーンを用いて作業を行わせたもの	R2. 3. 9送検
寺中建設(株)	北海道網走市	R2. 3. 9	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第349条	移動式クレーンを使用する作業を行うに当たり、送電線による感電の危険防止のための監視人を置かなかったもの	R2. 3. 9送検
(株)山下土建	北海道滝川市	R2. 3. 9	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第361条	地山の崩壊により労働者に危険を及ぼすおそれがあったのに土止め支保工を設ける等の措置を講じなかったもの	R2. 3. 9送検
(株)丸五龍方商店	北海道夕張郡由仁町	R2. 3. 10	最低賃金法第4条	労働者3名に、1か月間の定期賃金約34万円を支払わなかったもの	R2. 3. 10送検
I Tフレックス(株)	北海道札幌市東区	R2. 3. 11	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上休業を要する労働災害について、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告を提出したもの	R2. 3. 11送検
吉川工業(株)	福岡県北九州市八幡東区	R2. 3. 17	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第104条	運転開始の合図を行わせることなく、セメント原料破砕設備の機械の運転を開始させたもの	R2. 3. 17送検
大野土建(株)	北海道士別市	R2. 3. 17	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第653条	高さ約11mの建築物の屋上で、手すり等を設けることなく下請労働者に作業を行わせたもの	R2. 3. 17送検
(株)ノーススピリッツ	北海道夕張郡栗山町	R2. 3. 24	最低賃金法第4条	労働者9名に、1か月間の定期賃金約116万円を支払わなかったもの	R2. 3. 24送検
北栄建設産業(株)	北海道紋別市	R2. 3. 24	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第552条	高さ約3.5mの箇所に設置した仮設通路に手すり等を設けることなく労働者に使用させたもの	R2. 3. 24送検
藤友工業(株)	東京都武蔵野市	R2. 3. 31	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条	ドラグ・ショベルに接触するおそれがある箇所に労働者を立ち入らせたもの	R2. 3. 31送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
山越郡森林組合	北海道二海郡八雲町栄町	R2. 5. 14	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第479条	チェーンソーによる伐倒作業を行う際に、あらかじめ、合図を行わず、退避も確認させずに伐倒をさせたもの	R2. 5. 14送検